

熊野町立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事  
公募型プロポーザル実施要領

令和 2 年 7 月 30 日  
熊野町長 三村 裕史

## 1. 趣旨

教育 ICT 環境を整えることで子供たちが豊かな創造性を育み、また、持続可能な社会の創り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、さらには社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことを目的に文部科学省が提唱する「GIGA スクール構想」を実現するため、本町の町立小・中学校において、1 人 1 台の端末環境を整備することに伴い、校内ネットワーク環境の整備を行うものである。

整備の実施にあたり、最新の知識と技術および豊富な経験に基づく質の高い提案を求め、ライフサイクルコストや限られた工期での施工等、本工事に最も適した施工業者を選定することを目的として、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

## 2. 工事概要

### (1) 工事名

熊野町立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事

### (2) 工事期間

議会の議決日の翌日から令和 3 年 3 月 26 日(金)まで

### (3) 工事場所

「別紙 1 履行場所」のとおり

### (4) 応募価格要件

上限額 100,000,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

この上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、工事の最大規模を示す額であり、本工事後における運用・保守費を除く（ただし、令和 2 年度中に必要なクラウドサービス利用・保守に係る費用は含む。）すべての費用を含むものである。

なお、本工事は「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用して整備するものであり、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」その他関係法令等に従って、正確性、合規性、経済性、効率性及び有効性といった多角的な視点から検討を行い、適切に業務を行うこと。

### (5) 工事概要

詳細は別紙「仕様書」のとおりとする。また、設計の基本的な考え方については、「GIGA スクール構想の実現標準仕様書」令和 2 年 3 月 3 日文部科学省の 2. 校内 LAN 整備の標準仕様書を参考とすること。

#### ア 設計・監理

対象施設における情報通信ネットワークに係る実施設計及び監理業務

- ・ネットワーク構築に必要な現地調査

- ・ネットワーク構築に必要な物理設計，論理設計
- ・(5) 工事概要 イ 工事施工での調達機器等の確認，現場の施工確認及び工程管理
- ・調達機器の確認
- ・その他，必要諸手続等

#### イ 工事施工

対象施設における情報通信ネットワーク構築に係る工事施工

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器，部材等の調達
- ・ネットワーク構築に必要な配線及び電源の確保等の工事
- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設置

#### ウ 通信設定

対象施設における設定及び既存ネットワークとの接続及び通信試験

- ・ネットワーク構築に必要な通信機器等の設定
- ・構築したネットワークの通信試験
- ・既存ネットワークに必要な通信機器等の設定
- ・既存ネットワーク含めた通信試験

#### エ 運用・保守費

対象施設における情報通信ネットワークの運用に係る維持管理費の算出

- ・情報通信ネットワークの運用に係る維持管理費
- ・インターネット回線契約費用に変更が必要な場合の契約費用

### 3. スケジュール

(1) 募集要領発表	令和2年7月30日(木)
(2) 参加申込受付開始	令和2年7月30日(木)
(3) 質疑受付	令和2年7月30日(木)～令和2年8月14日(金)
(4) 質疑回答	令和2年8月18日(火)
(5) 参加申込提出期限	令和2年8月7日(金)
(6) 技術提案書提出期限	令和2年8月24日(月)
(7) 提案書・プレゼン審査	令和2年8月27日(木)
(8) 審査結果通知	令和2年8月28日(金)
(9) 仮契約	令和2年9月上旬
(10) 本契約	令和2年9月中旬

### 4. 担当課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

熊野町 教育部 教育総務課

電話：082-820-5620 ファクシミリ：082-855-1110

メールアドレス：kyoiku@town.kumano.lg.jp

## 5. 参加資格要件

参加事業者に要求される資格は次のとおりとする。

### (1) 参加者等の構成

ア 参加者は単独企業又は特定事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。

イ 共同企業体の構成員数は2とする。

### (2) 本工事に参加する者に共通する参加資格要件

参加者は、公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

なお、基準日から契約候補者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各項のいずれにも該当しない者

イ 本町の令和元・2年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿の入札参加資格を有する者

ウ 広島県内に本社、支社、営業所その他の事業所を有する者

エ 本町から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

オ この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、町の指名除外措置を受けていない者

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者

キ 熊野町暴力団排除条例（平成23年熊野町条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者と密接な関係を有する団体 のいずれにも該当しない者

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除処分命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者

ケ 構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員となることができない。

コ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を配置できること。

### (3) 単独企業（共同企業体においては代表者となる者）の参加資格要件

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当する者とする。

ア 本町の令和元・2年度一般（指名）競争入札参加資格者名簿の入札参加資格を有する者で、工種が「電気工事業」又は「電気通信工事業」で登録されている者

### (4) 共同企業体の出資比率

ア 代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とすること。

イ 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、30 パーセント以上とする。ただし、構成員に設計業務のみを担当する者が含まれる場合は、設計業務のみを担当する者を次の構成員数に含まず、最小の出資比率は設けないものとする。

## 6. 参加申込書の作成等

### (1) 提出書類

ア 様式1から様式3までを作成して、担当課へ提出すること。

イ 熊野町の一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、競争入札参加資格審査に必要な書類を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、総務部財務課に提出すること。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行う。記入要領等不明な点がある場合には、熊野町 総務部 財務課 契約管財グループ（082-820-5632）に問い合わせること。

なお、参加申込書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件は無いものとする。

### ウ 提出部数等

各1部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）すること。提出に要する費用の負担は提出者の負担とする。

持参する場合は受付期間の熊野町の休日を定める条例（平成元年熊野町条例第14号）に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時までとする。

（郵送の場合でも8月7日（金）必着。）

### (2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 単独企業の場合は、参加申込書【様式1-1】

共同企業体の場合は、参加申込書【様式1-2】

特定事業共同企業体協定書【様式1-3】

委任状

使用印鑑届

イ 工事施工実績調書【様式2】

ウ 配置予定主任・監理技術者実績調書【様式3】

配置予定主任・監理技術者について、次のとおり記載すること。

#### ①氏名

技術者の氏名を記載してください。

#### ②所属、役職、業務経験年数

技術者の所属する組織及び役職を記載すること。

#### ③保有資格

技術者の保有する資格の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出すること。

#### ④主任・監理技術者の実績

平成26年4月以降の電気工事または電気通信工事で公告日までに工事が完了

しているものの実績を記載すること。

## 7. 要領等に関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

質問は、上記の期限内に質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出すること。【様式5】(郵送の場合も8月14日(金)必着)

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記すること。

### (2) 質問に対する回答

回答は、令和2年8月18日(火)までに町ホームページ上に掲載する。

## 8. 現地調査

参加申込書の提出後、現地調査を希望する場合は、留意事項の遵守を条件として現地調査を行うことができる。申込期間は、本公告後から令和2年8月7日(金)午後5時までとし、担当課のメールアドレスに電子メールにて【様式6】現地確認申込書を提出すること。

希望のあった応募者と日程協議の上、後日現地調査を実施する。

なお、現地調査は8月11日(火)～13日(木)を予定している。

## 9. 参考資料の貸与

本工事に参加する場合は、(1)から(3)の資料(DVD-R等の電子媒体)の貸与を受けることができる。貸与の申込期間は、本公告後から令和2年8月24日(月)午後5時までとし、担当課のメールアドレスに電子メールにて【様式7】参考図書貸与申込書を提出すること。

なお、貸与を受けた資料については、プレゼンテーション審査時に返却すること。

- (1) 施設台帳(情報通信設備設置予定の教室を明記したもの)
- (2) 配置図・平面図(CADデータ)
- (3) 既存ネットワーク図

## 10. 技術提案書の作成等

### (1) 提出書類

ア 11(2)参加資格審査結果通知書により参加が認められた者で、技術提案書の提出を希望する者は、以下の書類を作成して担当課へ提出すること。

- ① 技術提案書の提出について【様式4-1】
- ② 提案価格見積書【様式4-2-1】
- ③ 提案価格見積書の内訳書【様式4-2-2】
- ④ 運用保守に係る提案価格見積書(月額)【様式4-2-3】
- ⑤ 運用保守に係る提案価格見積書の内訳書(月額)【様式4-2-4】

イ 提出部数等

【様式4-1】1部、技術提案書12部、【様式4-2-1】～【様式4-2-4】

1 部を担当課へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）すること。提出に要する費用の負担は提出者の負担とする。

持参する場合は受付期間の熊野町の休日を定める条例（平成元年熊野町条例第14号）に基づく町の休日（以下「休日」という。）を除く毎日9時から17時までとする。（郵送の場合でも8月24日（月）必着。）

ウ 技術提案内容

項番	区分	提案を求める事項
1	提案の概要	(1)提案の基本的考え方 (2)整備方針を実現する具体的な方法等 (3)提案の特徴やアピールポイント (4)その他全体での考え方
2	基本構想	(1)情報通信ネットワーク全体概要 (2)その他、情報通信ネットワークに関する構想
3	期待効果等	(1) 情報通信ネットワークの導入による期待効果 ・運用効率化の視点 ・費用削減の視点 ・その他の定性的効果・定量的効果について
4	ネットワーク構成	(1)ネットワーク構成 ・既存の校務系ネットワーク、学習系ネットワークを含めた小中学校の情報通信ネットワークの構成 ・無線LAN管理、制御環境の実現方法 (2)ネットワーク要件に対する適合内容 ・ネットワーク環境構築を図るための機器の性能及び選定 ・ネットワークの整備内容 (3)その他
5	セキュリティ対策	(1)情報通信ネットワークのセキュリティ対策 (2)セキュリティ対策に関する提案事項
6	品質・性能	(1)障害対策の内容 ・ネットワークの設計、設定、配置等における障害対策 (2)性能 (3)拡張性 (4)利便性 (5)その他、品質・性能に関する提案事項

項番	区分	提案を求める事項
7	導入作業	(1)導入スケジュール (2)導入体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制図（担当する者の個人名及び所属）</li> <li>・技術者（保有資格，技術要素，経験年数，構築実績）</li> <li>・役割分担（本市に求める役割，体制を含む）</li> </ul> (3)プロジェクト管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト管理の基本的な考え方</li> <li>・会議体</li> <li>・進捗管理，品質管理，変更管理，課題管理の具体的な手法及びその手続き概要</li> </ul> (4)その他，作業に関する提案事項
8	移行	(1)ネットワーク切り替え <ul style="list-style-type: none"> <li>・本番切り替え作業や稼働後フォローの内容等</li> <li>・貴社の考え方と具体的な切り替え方法</li> <li>・貴社と本市それぞれの役割分担の内容</li> </ul> (2)その他，切り替えに関する提案事項
9	教育・研修	(1)教育・研修の内容と方法 (2)教育・研修体制 (3)その他，教育・研修に関する提案事項
10	納入物	(1)納入物の内容とその概要，納入時期 (2)納入物の品質管理体制 (3)その他，納入物に関する事項
11	ネットワーク運用管理・監視支援	(1)運用管理・監視の全体像 (2)ネットワーク運用管理・監視支援業務の内容と体制 (3)ネットワーク運用管理，監視支援に関する特徴 (4)その他，システム運用に関する提案事項
12	ネットワーク保守	(1)ネットワーク機器保守の内容と体制 (2)既存ネットワーク機器を含めた運用管理，保守の考え方 (3)保守費用の考え方 (4)検収後5年目以降の保守サービス提供 (5)その他，システム保守に関する提案事項
13	将来構成	(1)来年度の既存校務系サーバ・端末等の更新への対応 (2)今後の校内通信ネットワーク等システムの課題，将来構想

項番	区分	提案を求める事項
14	導入実績	<p>同規模のネットワークの導入実績について、設計・導入・本番稼働に関する実績</p> <p>&lt;導入実績として記載する事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・構築企業の業種（自治体・民間企業）</li> <li>・ネットワーク規模，構築期間</li> <li>・ネットワーク構築概要</li> <li>・担当範囲（全体，設計，開発，試験，導入，運用など）</li> <li>・その他，貴社の開発実績のうち特筆すべき事項</li> </ul>
15	仕様不適合	<p>(1) 貴社の提案書に示す内容において，仕様書に示す要求要件に合致しない事項があれば，それを明記の上，その理由や代替策について説明すること。</p> <p>なお，本項に記載がない場合は，すべての要件を満足しているものと判断する。</p>

(2) 記載上の留意事項

- ア 技術提案書（書式 A4 版，字の大きさ 10 ポイント以上，50 頁まで）
- イ カラー刷り 写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ウ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。

## 1 1. 契約候補者の選定

### (1) 審査委員会の設置

本町は，工事における優先交渉権者の選定にあたり，厳正かつ公正に決定するため，熊野町立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備審査委員会（以下，「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は非公開とする。

### (2) 参加資格審査

担当課は，参加者が提出した参加申込書及び添付資料を確認し，参加資格を満たしているか確認する。また，これらの結果について審査委員会に報告を行い，参加資格審査結果通知書を参加申込者に通知する。

### (3) 提案書・プレゼンテーション

参加資格審査結果通知書により参加が認められた者は，提案書の提出及びプレゼンテーションを実施する。審査委員会は，提出された提案書・プレゼンテーションについて 1 2. 審査評価基準に基づき評価を実施する。

提案書・プレゼンテーション審査により，事業遂行能力，工事の品質，価格等を総合的に評価し，評価値が最も高い参加者を契約候補者として選定する。

なお，提案者がいない場合はプレゼンテーションを取り止めとする。

プレゼンテーションは令和 2 年 8 月 27 日（木）を予定しているが，開催場所，時間，進行などの詳細については，参加資格要件を有する参加者に事務局よりおって通知す

る。

#### (4) 契約候補者等の決定

町長は、審査委員会の選定結果を受け、契約候補者を決定し、その参加者に結果通知書により通知する。また、契約候補者に決定されなかった参加者に対しても同書面によりその旨通知する。

## 12. 審査評価基準

参加者より提出された提案書の書類審査及び評価値審査を実施する。評価値審査に当たっては、提案書の内容を踏まえ、プレゼンテーション、審査委員会による参加者への個別ヒアリングなどを総合的に判断し、公正に評価する。

### (1) 書類審査

担当課は、参加者が提出した書類を確認し、必要書類を満たしているか確認する。提案書に未記入・誤記があれば追記・修正等を依頼する。依頼後、町が定める期間内に追記・修正等が行われない場合は失格とする。

### (2) 評価値審査（算定方法）

本工事の施工に最も適した契約の契約候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査委員会委員は、提出された提案書類について、下記「表1 審査項目」及び「表2 審査項目の採点基準」に基づき、採点を行う。その上で、以下ア及びイのいずれも満たす者を契約候補者として選定するものとする。ただし、最高得点者が2提案者以上になった場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより優位を決定する。

また、契約候補者と協議が整わなかった場合は、最低基準点以上の者で総得点が2番目の者を次点候補者とする。

ア 合計得点が、以下の式を満たしている者

$$\text{合計得点} \geq \text{評価項目の合計点 (300点)} \times 0.5$$

150点未満となった提案者は、契約候補者とししない。

イ 合計得点が最も高い者

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 虚偽の内容が記載されているもの。

イ 当プロポーザルに関して審査委員会委員に接触したとき。

ウ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

エ 参加資格要件を満たさないことが判明したとき。

オ 上限提案価格を超える提案をしたとき。

カ 参加申込書の提出期間以後、事業者の選定の日までに指名停止となったとき。

キ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき、又は要領に定める手続きによらなかったとき。

ク 仮契約締結日において、資格者名簿に記載がないとき。

表1 審査項目

評価項目	評価の視点 (例)	配点
技術面		
(1) 提案姿勢全般	・本業務の仕様書等を踏まえ、提案の基本的考え方、提案を実現する具体的な方法、提案の特徴やアピールポイントなど提案の概要、基本構想、期待効果が具体的に明示され、本町の要件を満足できる内容となっているか。	30
(2) ネットワーク機能要件	・本業務の仕様書等を踏まえ、ネットワーク要件に対する適合内容、ネットワークのセキュリティ対策が具体的に明示され、本町の要件を満足できる内容となっているか。	90
(3) 導入作業	・導入スケジュール、作業内容、体制、プロジェクト管理などの導入作業、移行作業、教育・研修の内容が明示され、本町の要件を満足できる内容となっているか。	30
(4) サポート体制	・ネットワーク運用管理、監視支援、保守が具体的に明示され、本町の要件を満足できる内容となっているか。	30
(5) 提案企業の信頼性・成熟度	・ネットワークに係る導入実績は十分にあるか。	10
(6) プレゼン	・資料の構成が要点を押さえた分かりやすく、説明内容が簡潔明瞭であり、ネットワーク知識に精通した説明であったか。	10
価格面		
(7) ライフサイクルコスト	初期費用+5年間のライフサイクルコスト	100
合計		300

表2 審査項目の採点基準

評価	判断基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.7
C	普通	各項目の配点×0.5
D	劣る	各項目の配点×0

### 1 3. プロポーザル参加資格の辞退

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届書【様式8】を提出するものとする。

なお、参加申込書提出期限から契約締結までの間に、参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、当該様式を提出するものとする。

### 1 4. 契約書作成の要否等

- (1) 本事業の契約は、町と候補者の2者契約とし、候補者の見積り及び内訳書の提出後、契約書を作成する。
- (2) 本事業の契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、熊野町町議会の承認を受ける必要があるため、審査選定後は仮契約を行い、本契約は9月中旬を予定としている。

### 1 4. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。
- (4) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出された技術提案書は、候補者の選定以外に提出者に無断で使用できない。  
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することとする。
- (6) 参加者（参加を予定している者を含む。）、提出者又はそれらの関係者は、候補者の選定に関して、熊野町立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備審査委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (7) 本事業は、プロポーザル方式により候補者を選定するものであるため、具体的な施工・設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ町との協議に基づいて決定する。
- (8) 町が必要とする追加書類等の提出を求める場合がある。
- (9) 審査結果については、異議申し立ては行わないこと。